デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百六十八号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十三条　法別表二十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第二条の二の六第二項の精神保健指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六　［略］	**第十三条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］
第十四条　法別表二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条の二第一項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ［五～八　略］	**第十四条**　［同上］ 五　［同上］ ［一～三　同上］ 四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第一項若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十条の二第一項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ［五～八　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年三月一日）から施行する。

○デジタル庁総務省令第五号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七号）等の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一～二十二　略］ 二十三　健康保険法施行規則第九十八条の二第二項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報 ［二十四～二十六　略］	**第四条**　［同上］ ［一～二十二　同上］ 二十三　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項（同令第百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報 ［二十四～二十六　同上］